

浅利観光株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年9月1日～2025年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

(1) 全従業員の平均勤続年数を3年延長させる。

<実施時期・取組み内容>

- ◆2021年 9月～
 - ・仕事と育児の両立を支援するため、定期的に各部署のリーダーに対して育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。
 - ・全社員に出産、育児、介護などの就業規則の周知に努める。
 - ・育児や妊娠中の社員も快適に就労できる職場環境の整備のひとつとして休憩室の整備を行う。

- ◆2022年 2月～
 - ・若年社員の人材流失を防ぐため、専門家による中間管理者講習及び、社員へのヒアリングを年2回実施する。
 - ・退職した社員に対するコンタクト、再就職の働き掛けを「出戻り自由制度」(仮)として整備し、周知に努める。

- ◆2023年 2月～
 - ・部署ごとに業務内容の再考を行い、柔軟な働き方を可能にする施策の検討を開始。

- ◆2024年 4月～
 - ・柔軟な働き方を可能にする施策の実行。